

湯里地区蒸気噴出に伴う水道水の水質検査対象及び検査項目の見直しについて

町では、令和5年6月29日午前11時30分頃に湯里地区で発生した水蒸気の噴出により、管理している水道水に影響が出ていないか、定期的に検査を実施しております。

蒸気噴出に係る第三者機関である環境影響評価委員会から、令和6年10月30日付で「今後は検査対象を昆布地区のみとすること及び検査項目を砒素ほか5項目に変更して差し支えない。」との意見が出されたことを踏まえ、慎重に検討した結果、検査対象及び検査項目を環境影響評価委員会の意見のとおりに見直すことといたします。

	これまで	令和7年1月14日から
検査場所	蘭越浄水場、湯里浄水場(昆布地区)	湯里浄水場(昆布地区)
検査項目	39項目 (砒素・ふっ素・ほう素・カドミウム・鉛・水銀 ・大腸菌・一般細菌・セレン・六価クロムほか)	6項目 (砒素・ふっ素・ほう素・カドミウム・鉛・水銀)

なお、周辺地下水や河川水のモニタリングにおいて異常が発見された際やモニタリング等の状況に応じ検査項目の見直しが必要となった場合は、水質検査の対象及び検査項目について、再検討することとします。

※環境影響評価委員会の意見については、同委員会のホームページで公表されております。